グリーンリースとは?

ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善に ついて契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。

(環境不動産普及促進検討委員会「グリーンリース・ガイド」より)

ビルオーナー・テナント双方が光熱費削減等の恩恵を受ける

Win-Win の関係を構築するものです。 テナント

オーナー



設備改修

設備改修したいけど、 コスト負担も大きいし、 テナントに迷惑を かけてしまうなぁ

新しい設備にして、 削減された光熱費の一部を 改修費に充ててください!



より執務環境を 改善できる 設備改修をします!

グリーンリース実施前後のテナント光熱費(イメーシ)

グリーンリース (設備改修) 実施前

光熱費

グリーンリース (設備改修) 実施後

削減した光熱費

光熱費

削減した光熱費

テナントの利益

(グリーンリース料)

グリーンリース実践の手引

東京都では、グリーンリースの実例や手順を分かりやすく 解説した「グリーンリース実践の手引」を公開しています。 これから本助成金の申請やグリーンリースに取り組むこと を検討されている方は、本手引を参考にしてください。

下記 URL からダウンロードできます。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/businesses/ green lease.html

助成金を活用した 事例を紹介!



地球温暖化対策報告書の概要

助成金を申請する際に、地球温暖化対策報告書(前年度の実績)の提出が条件となっています。 提出には期限がございますのでお気を付けください。

都内で中小規模事業所*を設置している事業者が、各事業所の<u>前年度の CO₂ 排出量や地球温</u>暖化対策の実施状況を都に報告する制度です。

※年間原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の事業所等

- ■義務提出(提出期限 毎年度8月31日) 複数事業所のエネルギー使用量の合計が3,000kL以上
- ■任意提出(提出期限 毎年度 12月 15日) 義務提出以外の事業所

【地球温暖化対策報告書の問合せ窓口】

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称: クール・ネット東京) 〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 10 階 (電話) 03-5990-5091

(低炭素) ベンチマークについて

低炭素ベンチマークは、都に提出された地球温暖化対策報告書のデータを基にして、対象ビルの年間 CO_2 排出量実績を延床面積で割った、床面積(1 ㎡)あたりの CO_2 排出量($kg-CO_2$ /㎡)による自己評価指標です。ベンチマークは、下表のように7 段階 15 レンジあり、平均値は A1-となります。

本助成事業では、設備改修後に「A2(A2-)」以上となることが条件です。

CO_2			
りり2 排出原単位	レンジ		基準(平均値と比較した比率(%))
小	A4	A4	55%以下
ががある。	АЗ	A3+	55%超 - 60%以下
		АЗ	60%超 - 65%以下
		A3-	65%超 - 70%以下
	A2	A2+	70%超 - 75%以下
		A2	75%超 - 80%以下
		A2-	80%超 - 85%以下
平均值一	A1	A1+	85%超 - 90%以下
		A1	90%超 - 95%以下
		A1 ⁻	95%超 - 平均値以下
	B2	B2+	平均值超 - 105%以下
		B2	105%超 - 100%以下
		B2-	110%超 - 115%以下
y	B1	B1	115%超 - 150%以下
多	С	С	150%超

低炭素ベンチマークの詳細は、下記 URL より「解説書」等をご覧ください。

URL : http://www8. kankyo. metro. tokyo. jp/ondanka/benchmark/index. html